

大多喜町高速バス利用増大対策事業補助金のご案内

(大多喜～羽田空港・品川間高速バス)

○概要

大多喜～羽田空港・品川間の高速バスの利用者数増大を図るため、年間 120 人以上の乗車が見込まれる町内企業・法人等に補助金を交付するものです。

※東京駅・浜松町行の高速バスは、補助金の該当になりませんので御注意ください。

○補助の内容について

年間で 120 人以上の乗車が見込まれる町内企業・法人等で、町へ登録をしていただくことで次の補助が受けられます。

①割引回数券の販売（補助額を差引いた価格での回数券の販売）

通常 1 冊：10,000 円の回数券 → 9,000 円で購入できます。

※購入の際は、事前に大多喜町役場 企画課（☎0470-82-2112）にご連絡ください。

②乗車人員、乗車区間に応じた補助

・大多喜～羽田区間→片道 340 円以内（往復 680 円以内）

・大多喜～品川区間→片道 370 円以内（往復 740 円以内）

例：年間 120 人が大多喜～品川区間往復→ $120 \text{ 人} \times 370 \text{ 円} \times 2 \text{ (往復)} = 88,800 \text{ 円}$

※②は、回数券を利用した場合、補助対象となりませんのでご注意ください。

※②は、高速バス料金の領収書、その他書類により高速バス利用及び人員が確認できる書類が別途必要となります。

補助金の流れ①（割引回数券を利用される場合）

① 補助事業者の登録

○別紙 高速バス補助対象事業者登録申請書（別記第1号様式）を町へ提出

※書類は、町ホームページに掲載されているものを印刷し記入したものを持参していただくか、大多喜町役場で書類を受け取りその場で記入していただいてもどちらでも結構です。

② 割引回数券の購入

○大多喜町役場企画課で割引回数券を購入してください。

（価格 1冊：9,000円）

※購入の際は、事前に大多喜町役場企画課に連絡ください。（☎0470-82-2112）

※補助を受けて購入した回数券は「払戻し」のほか、「譲渡（転売）」「譲与」「貸与」ができませんので御注意をお願いいたします。

③ 利用にあたって

○1便に10人以上で乗車する場合は大多喜町役場企画課に事前連絡をお願いいたします。（☎0470-82-2112）

※高速バスは座席数以上の乗車はできません。事前に多くのお客様の乗車が把握できている場合、増便も検討するため、事前に御連絡をお願いいたします。

□注意事項

○割引回数券は、登録された事業者としての利用は可能です。

例：通勤、通学、出張の他、事業者の催事等による団体利用（研修旅行・卒業式等）

※登録された事業者であってもプライベート利用（家族旅行等）や、知人・友人等へ売買・譲渡しての利用はできませんので注意してください。

補助金の流れ②（乗車人員・乗車区間に応じた補助の場合）

① 補助事業者の登録

○別添 高速バス補助対象事業者登録申請書（別記第1号様式）を町へ提出

※書類は、町ホームページに掲載されているものを印刷し記入したものを持参していただくか、大多喜町役場で書類を受け取りその場で記入していただいてもどちらでも結構です。

② 利用にあたって

団体利用についての事前連絡

・1便に10人以上で乗車する場合は大多喜町役場企画課に事前連絡をお願いします。（☎0470-82-2112）

※高速バスは座席数以上の乗車はできません。事前に多くのお客様の乗車が把握できている場合、増便も検討するため事前に御連絡をお願いいたします。

必要となるもの

・利用を証明する書類が必要となりますので、運賃支払いの際に、バス運転士から領収書をいただってください。

回数券併用の禁止

・乗車人員・乗車区間に応じた補助の場合、回数券を使っての利用は、補助対象外となりますのでご注意ください。

③ 補助金の交付申請にあたって

高速バス利用後、次のものを役場に持参していただき補助金の交付申請をしてください。

申請に必要なもの

①高速バス利用増大対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（第4号様式）

※押印が必要

②高速バス料金の領収書の写し、又は高速バス利用及び人員が確認できる書類

③請求書（第9号様式）※押印が必要 ※補助金を振込む口座情報が必要

※書類は、町ホームページに掲載されているものを印刷し記入したものを持参していただくか、大多喜町役場で書類を受け取りその場で記入していただいてもどちらでも結構です。

